

## 防災庁の設置に伴う防災庁令、告示等の制定及び改正について

### 1. 背景

令和 8 年特別国会（第 221 回国会）において、防災庁設置法（令和 8 年法律第 61 号）等が成立し、同年 7 月 17 日に公布され、同年内に施行することとされている。これを踏まえ、防災庁が所管することとなる防災庁令、告示等について新たに制定し、又は所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

新たに制定し、又は所要の改正を行う防災庁令、告示等の案のうち、意見募集の対象となるもの及びその概要は以下のとおり。

#### **防災庁令等の案**

##### **（1）防災庁聴聞手続規則（仮称）案**

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章第 2 節の規定を実施するため、防災庁が行う不利益処分に係る聴聞に関して、

- ・行政手続法第 17 条第 1 項の規定による聴聞に関する手続への関係人の参加許可の申請について、関係人は、聴聞の期日の 14 日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出して行うこととする
- ・行政手続法第 18 条第 1 項の規定による資料の閲覧の請求について、当事者等は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出して行うこととする

など、必要な事項を定める。

##### **（2）防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令（仮称）案**

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関して、

- ・物品の貸付期間は、特に必要と認める場合を除き、一年を超えることができないこととする
- ・物品の貸付条件として、貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、借受人において負担することなどを付さなければならないこととする
- ・物品の譲与に係る申請事項として、氏名及び住所、譲与を必要とする理由等を記載した申請書を提出させなければならないこととする

など、必要な事項を定める。

##### **（3）防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法**

## 律施行規則（仮称）案

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項等の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、防災庁に対する申請等に関して、

- ・申請等に係る電子情報処理組織については、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて告示で定める技術的基準に適合するものとの電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする
- ・電子情報処理組織による申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項等を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならないこととする
- ・電子情報処理組織による処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力しなければならないこととする

など、必要な事項を定める。

### （４）関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）の一部改正案

電子情報処理組織を使用する方法等により関係行政機関が所管する法令に係る手続等を行う場合の細則を定める本命令について、対象となる関係行政機関に防災庁及び関係省を追加する改正を行う。

## 告示の案

### （１）防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（仮称）案

防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案の規定に基づき、

- ・当該規則案に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、防災庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする
- ・申請等の際に法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項を、光学式読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学式読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならないこととする

など、必要な事項を定める。

## **（２）防災庁が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（仮称）案**

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の規定に基づき、当該規則第４条及び第８条の行政機関等が定める技術的基準は、防災庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとするなど、必要な事項を定める。

※上記の防災庁令、告示等の案は現時点で検討中のものであり、今後の検討結果により変更があり得る。

## **３．今後のスケジュール（予定）**

施行 防災庁設置法の施行の日（令和８年中）